

## 【新たな専門医制度について】

資料4-1

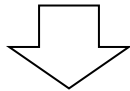
### 平成30年度専門研修プログラムの認定に向けた都の対応

#### 都道府県協議会における対応

##### 【背景】

厚生労働省通知（6月27日）「専門研修プログラムの認定に向けた各都道府県の役割等について」により、都道府県は、専門研修プログラムの認定に向け、医師が偏在することなく専門医の質を高める体制が構築されるよう、関係者による協議の場（「都道府県協議会」）において、必要な情報共有、確認、検討等を行うこととされた。

8月、一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）から都道府県協議会宛に協議の「お願い」文書が発出されるとともに、断続的に都道府県協議会宛、一次審査後のデータが提供された。



##### 【都における対応】

機構からのデータ提供が遅れたことに加え、プログラムを検討できる内容ではなかったため、協議会を開催することに代えて、提供されたデータを整理し、東京都地域医療対策協議会委員へ意見照会することとした。

また、都に対し、基幹施設から学会の一次審査において認定された定員数に問題があるとの情報提供があったため、プログラムの基幹施設となっている病院に対し、専門研修プログラム認定に当たっての意見等について、照会を行った。

これらの内容を都において集約し、機構及び厚生労働省宛提出した。

#### その他の対応

・ 総合診療については、一部のプログラム不認定施設から機構の対応等について都道府県協議会に対し意見があったため、機構から総合診療プログラムの不認定施設の情報入手し、各施設へ意見照会を実施

・ 別途、機構へ直接訪問し、申入れ

＜申入れ内容＞ ・総合診療プログラムについて、不認定の施設からの意見・要望等を提出するとともに、不認定の施設に対しての理由の説明と、

希望する場合はプログラムの修正を受け付けるよう、文書により申入れ

・プログラム認定が終了した後更に定員を調整(削減)するようなことは行わないこと、都市部の専攻医総数の上限値設定を実施しないことなどについて、口頭により要望